

## 資料 4

### 栗東市議会文教福祉常任委員会行政視察（兵庫県明石市） 視察記録より抜粋

視察日 平成 30 年 10 月 30 日（火）

1. 「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」について
  - ① やさしいまち、困ったときには助け合えるまちを目指す。
  - ② 条例制定は、障がい者施策というだけでなく、子どもへの寄り添いや高齢者への働きかけにもつながる。やさしいまちづくり、お互いに支えあうまちづくりの一環として取り組んでいる。
  - ③ 耳が聞こえない、声の出しにくい方には手話が必要な場面が多くなる。
  - ④ 手話は使って当然であるという意識を広める。
  
2. 条例検討で大事にした点や注意した点
  - ① ろう者の手話言語に対する強い思い。
  - ② 手話には使用を禁止されていた歴史があり、音声言語と一緒にされないために、手話言語を確立するという視点。
  - ③ 手話言語の要素が薄れないように検討。手話言語だけの章を作り、それとは別に障がい者のコミュニケーション手段の利用を促進する章を作って、章立てを分けるということ。
  - ④ 障がいの種別関係無く、懇談の場を持つ。
  - ⑤ 一部の人たちのためだけの条例ではなく、市民の理解が得られやすく、応援もしてもらいやすいといった条例にすることで、施策も進むのではないかという視点。
  - ⑥ 手話通訳者は、ろう者のためだけでなく、手話を使えない人、みんなにとって必要。聴者がろう者とコミュニケーションをとる際にも必要ということ。
  - ⑦ 手話・要約筆記・点字・音訳・表記をわかりやすく、ひらがなを使用するなど併せた条例の方が、その後の施策が進みやすいという考え。
  - ⑧ 「みんなでいつまでもやっていく」には、条例化は最適な方法であるということ。
  - ⑨ 点字・要約筆記等の他のコミュニケーション手段も、面に出す形で条例を作ってほしいという意見。
  - ⑩ コミュニケーション手段ごとに、章を分けるということ。

### 3. 条例制定後の取り組み

- ① 市内全学校で、小学校 4 年生対象の手話体験教室を実施。
  - 手話を学ぶだけでなく、どのようにコミュニケーションをとるかという学習を行っている。もし手話ができなくても、口話や筆談、身振りなど様々方法で、コミュニケーションをとってほしいと伝えている。
  - 子どもたちとろうあ者が接する機会ができた。
  - なぜこの事業をしなければいけないのかという意見もあるが、子どもたちの中には、自分から勉強したいと思う児童が多い。
  - 早い時期から意識をもつことが大切。
- ② 筆談ボード（3 千円程度のもの）を市内飲食店 300 店に設置。
  - （例. マクドナルド、スターバックス）
  - 筆談ボードを通じて聞こえない人とのコミュニケーションが始まる。自分から手話をしたいと思う人もできて、実際、手話を始めた人もいと聞いている。
- ③ 手話検定等を活用した職員の研修の実施
  - テキスト代購入の助成。検定の受験費用の助成。セミナー参加費の助成。ほとんど自己負担が無い形で実施。
- ④ 手話通訳士 7 名（正規 3 名、任期付き短時間勤務 4 名）採用
  - 手話通訳士が重要。ろう者とろう者以外人がコミュニケーションをとるときの橋渡しの役割。

### 4. 条例制定後の様子

- ① 市主催事業には必ず手話通訳と要約筆記をつけるようになり、一般市民に存在を知られるようになった。出前講座の依頼が、自治会等からもある。
- ② 手話奉仕員講座・手話通訳者養成講座の開催
- ③ 合理的配慮のための助成（筆談ボード助成申請が多い）
  - 点字メニュー上限 5 万円までなら全額市負担。
  - 筆談ボードなら 3 千円程度。
  - 助成制度は意味があった。実際、筆談ボードがあることにより、市内のお店で、聴覚障がい者のお客さんと店員さんがやり取りができるようになったとのこと。実際、筆談ボードがきっかけとなって、少しずつ障がいのある方のことを理解できるようになっていくという、効果が出てきている。